

## 船舶事故調査報告書

令和5年5月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年6月15日 08時30分ごろ
発生場所	北海道知床岬南南東方沖 知床岬灯台から真方位164° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯44° 18.0′ 東経145° 21.2′）
事故の概要	漁船第五十五金海丸は、定置網を固定する作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十五金海丸、12トン HK2-23241（漁船登録番号）、有限会社式本滝漁業 16.13m（Lr）×4.47m×1.61m、FRP ディーゼル機関、301kW（動力漁船登録票による）、平成18年8月
乗組員等に関する情報	船長 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年7月10日 免許証交付日 令和4年4月6日 （令和9年7月9日まで有効） 甲板員A 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年9月29日 免許証交付日 平成30年4月9日 （令和5年9月28日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長、漁労長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、1人が乗り組んだ僚船と共に、令和4年6月15日06時00分ごろ北海道羅臼町滝ノ下の係留場所を出発し、06時05分ごろ、滝ノ下の東方

沖に沖側から順に、沖網、中網、陸網が敷設され、各網がのし綱で連結された定置網に到着した。

本船及び僚船の乗組員は、1本に約150kgの<sup>おもり</sup>の錘約50個が付き、海上に浮遊している8本の<sup>かけ</sup>掛網（化学繊維製、直径約30mm）とのし綱の陸側端部とを連結して定置網を固定する作業に取り掛かった。

（図1 参照）

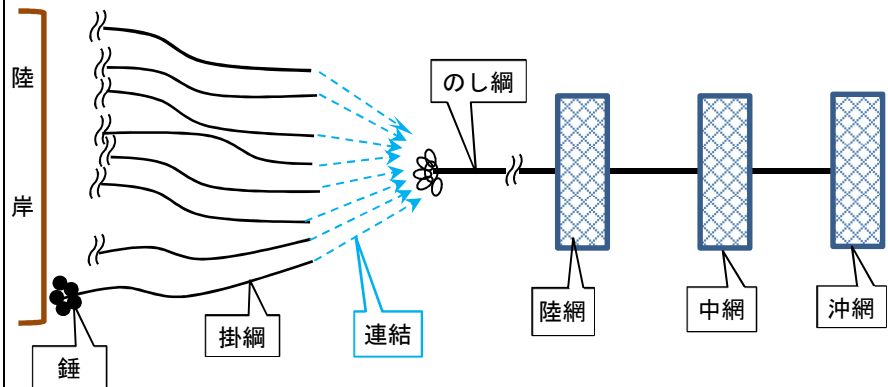


図1 定置網固定作業概略図

船長及び漁労長は、僚船に移乗し、掛網の絡まりを直す作業に従事し、甲板員Aほか4人の乗組員は、のし綱の陸側端部を本船の左舷甲板上に引き揚げ、のし綱末端のアイ（ワイヤ、直径約30cm）に繋がれた輪（化学繊維製、直径約1m、以下「本件輪」という。）8個に、巻上げ機で揚収した掛網をそれぞれ連結する作業（以下「掛網連結作業」という。）を開始した。

巻上げ機の操作を担当していた甲板員（以下「甲板員B」という。）は、1本目の掛網に結わえられたロープ（化学繊維製、直径約24mm、以下「本件ロープ」という。）を操舵室前方の左舷側甲板上に設置された筒に入れて立てられたたつ（ステンレス製、直径約12cm、甲板上高さ約95cm、以下「本件たつ」という。）に引っ掛けて折り返し、右舷船首部の巻上げ機のドラムに5～6回巻き、操作レバーを操作してドラムをゆっくり回転させながら本件ロープを巻き取っていた。

甲板員Aは、掛網が甲板上に揚がり、巻上げ機が停止して本件ロープの緊張が緩んだ後、掛網の末端を本件輪に連結する作業を担当していた。

（図2 参照）

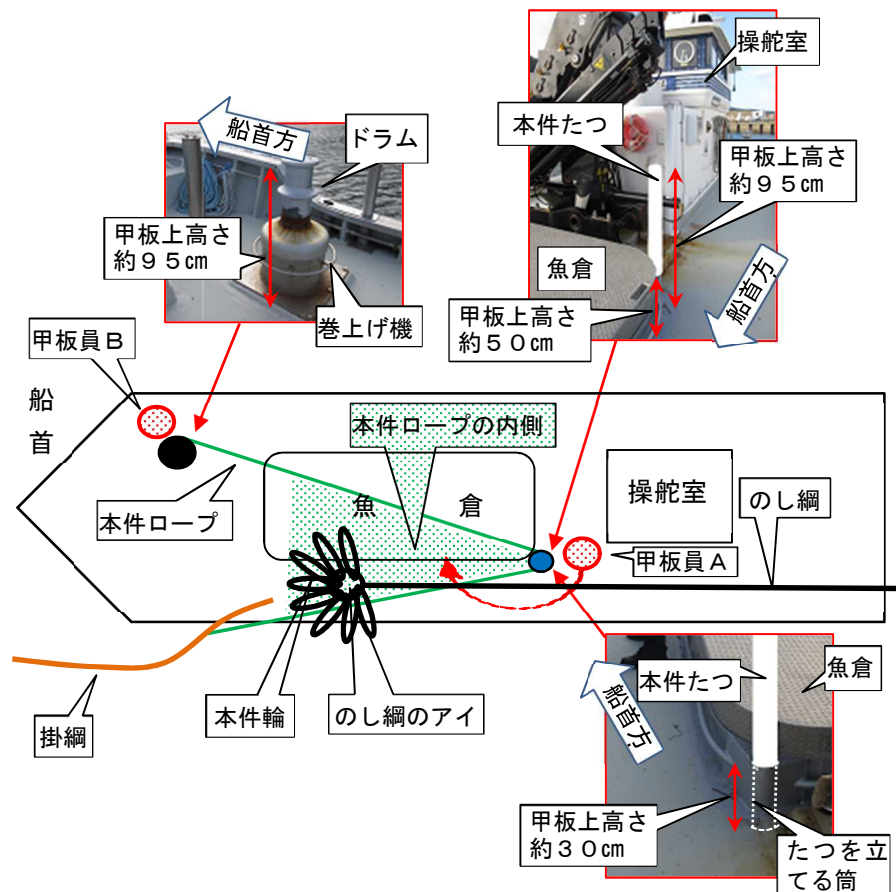


図2 掛網連結作業状況図

甲板員Aは、本件たつの船尾側で掛網が船上に揚がってくるのを待っていたところ、本件輪が絡まっていることに気づき、少しの間であれば問題ないと思い、‘緊張してV字状になった本件ロープの船首側’（以下「本件ロープの内側」という。）に入り、屈んで本件輪の絡まりを直した後、元の場所に戻ろうとして船尾方を向いて立ったところ、08時30分ごろ、変形した本件たつの上を滑って上方に外れた本件ロープが跳ねて顔面に当たった。

漁労長は、甲板員Aの負傷状況を確認し、僚船で係留場所に戻り、衛星電話で船舶所有者に本事故を報告するとともに119番通報を依頼した。

甲板員Aは、別の僚船により羅臼町相泊漁港<sup>あいどまり</sup>に運ばれ、救急車で病院に搬送されて鼻骨骨折と診断され、8日間の入院加療を受けた。

（付図1 事故発生場所概略図、写真2 本船 参照）

その他の事項

甲板員Aは、約30年間、定置網漁に従事した経験を有し、本事故時と同様の作業を何度も経験しており、本船には令和4年6月から乗り組み、本件ロープの内側に入ることが危険であることを十分に分かっていた。

甲板員Bは、労働安全衛生法による巻上げ機の運転業務に係る特別教育修了証を受有し、いつもどおり、ドラムをゆっくり回転させて本

	<p>件ロープを巻き取っており、巻上げ機に回転異状などの不具合を認めなかった。</p> <p>本件たつは、本件ロープの巻取り作業用として本事故発生以前の約10年間、船舶所有者による点検が行われない状態で使用されており、真ん中より少し上方で僅かに船首方に変形していた。</p> <p>漁労長は、ふだん、乗組員に対し、本件ロープの内側に入らないことや緊張したロープには触れないよう指導していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、知床岬南南東方沖において定置網の固定作業中、本件ロープが右舷船首部の巻上げ機で本件たつを經由して巻き取られていたところ、甲板員Aが、本件輪の絡まりを直そうと思い、本件ロープの内側に入ったことから、変形した本件たつの上を滑って上方に外れた本件ロープが跳ねて顔面に当たり、負傷したものと推定される。</p> <p>甲板員Aは、本件ロープの内側に入ることが危険であることを認識していたものの、少しの間であれば問題ないと思ったことから、本件ロープの内側に入ったものと考えられる。</p> <p>本件たつは、本件ロープの巻取り作業用として本事故発生以前の約10年間、船舶所有者による点検が行われない状態で使用されていたことから、経年による劣化が進行し、本事故時、真ん中より少し上方に強度を超える荷重が掛かり、船首方に変形を生じた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、知床岬南南東方沖において定置網の固定作業中、本件ロープが右舷船首部の巻上げ機で本件たつを經由して巻き取られていたところ、甲板員Aが、本件輪の絡まりを直そうと思い、本件ロープの内側に入ったため、変形した本件たつの上を滑って上方に外れた本件ロープが跳ねて顔面に当たったことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船舶所有者は、本事故後、本件ロープの巻取り作業に使用するたつを錆付きのものに交換した。</p> <p>(写真1 参照)</p>



本件たつと同型のもの



錆付きのたつ

写真1 たつの交換状況

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 緊張したロープの近くで作業を行う漁船の乗組員は、例え少しの間であってもロープが跳ねる可能性のある場所（ロープの張った内側）には入らず、同場所に入る場合は、ロープの緊張が解けるまで待つこと。
- ・ 船舶所有者は、整備業者に依頼するなどして定期的にステンレス製たつの点検を実施し、ステンレス製たつの変形などの異状を早期に発見することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

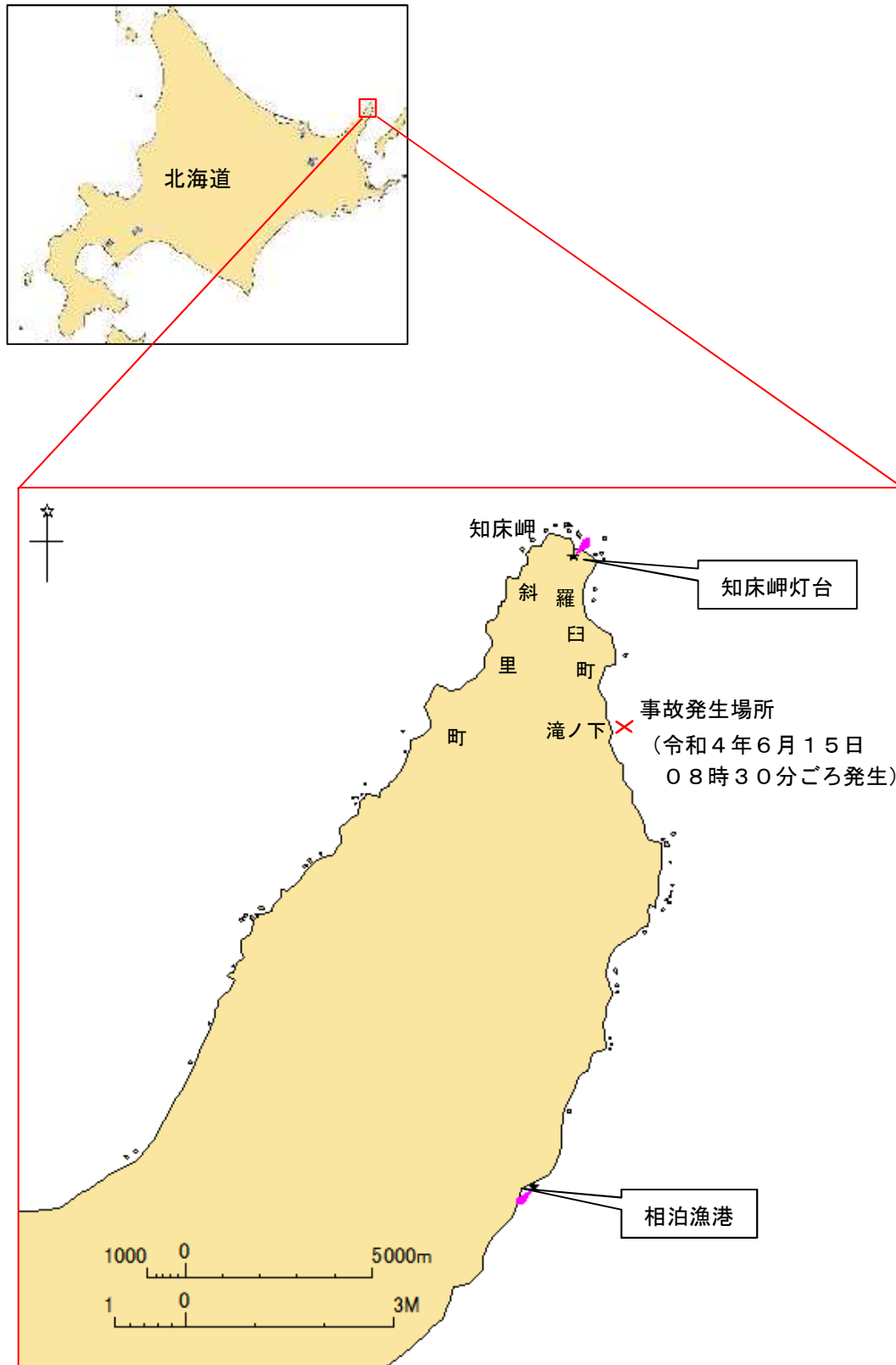


写真2 本船

